

# 松本市議会

# 議会報告会



平成22年

4月14日（第2回）・15日（第3回）

# 市議会の仕組み ・活動について

(説明 議会運営委員会)

# 議会とは

○日本国憲法では

県や市の議事機関として「議会」を必ず設置

議事機関（議決機関）＝市議会（合議制）

・行政運営の基本的事項を審議・決定

（合議制 複数の構成員で決定する制度）

[参 考]

執行機関＝市長（独任制）、教育委員会等

・行政を執行する権限をもつ

# 市議会の役割

## 1 議案について議論

松本市の方針として決定（議決）

[議案]

○市の事務事業の根拠となる条例

○事務事業に必要な予算 など

2 市民の意見・要望を市の事務事業に反映

3 議決した議案の執行状況をチェック

4 議会として条例や意見書等の議案を提出

## (本会議の様子)



# 市議会と市長

- 1 市の事務事業は  
市議会の議決に基づいて  
市長が責任をもって執行
- 2 市議会と市長は  
お互いに意見を出し合い  
相互のけん制作用による調和を図り  
民主的で公正な行政運営を心がけ  
ともに市勢発展のために活動

# 市議会の権限

- 議決権** ・ ・ 条例や予算等の議案を議決すること
- 調査権** ・ ・ 市の事務事業の内容や執行状況を調査すること
- 選挙権** ・ ・ 議長・副議長のほか、選挙管理委員会委員などを選挙すること
- 同意権** ・ ・ 副市長、教育委員会委員、監査委員などを市長が選任することに同意すること
- 議案提出権** ・ ・ 議員、委員会が条例や意見書等の議案を提出すること

# 国土交通省、県、県議会へ意見書を提出 (信州まつもと空港の路線存続、平成21年9月)



# 市議会の仕組み

## 議員

議員の任期

4年

現在の任期

平成19年5月1日から

平成23年4月30日まで

議員定数

34人

地方自治法による上限数38人

現員数

39人（男性32人、女性7人）

平成17年合併により定数特例を適用、平成23年4月まで

合併による議員数

42人

合併により波田地区選出議員

3人を選挙（4月25日投票）

# 改選後、初めて全議員39人が集まった議員協議会 (平成19年5月)



## 議長・副議長

議長・副議長 任期は2年（申し合わせ）  
5月の臨時会で選挙（隔年）

議長

議会を代表

議場の秩序を保ち、議事を整理

副議長

議長の不在時・欠員時に

議長の代わりを務めます

## [現在の議長・副議長]

赤羽正弘 議長

小林繁男 副議長



# 会 派

議会内で結成される同志的なグループ  
自分達の考えを効果的に市政に反映  
松本市議会は議員3人以上で構成  
会派の所属議員数によって委員会委員や  
質問時間を配分

## [会派別議員数]

○新風会	11人	○改 革	6人
○政友会	6人	○日本共産党・しがの風	6人
○翠政会	5人	○公明党	4人

[無所属議員] 1人